



# 高松大学同窓会会員名簿出版請負契約書

(書名) 高松大学同窓会会員名簿

上記出版を行うことにあたり、その諸業務を委託又は受託することについて

高松大学同窓会 を甲とし

小野高速印刷株式会社 を乙とし

双方において次のことを契約する。

平成 29 年 4 月 20 日

甲

住所 香川県高松市春日町 960 番地

名前 高松大学同窓会

会長 塚本 忠男



乙

小野高速印刷株式会社

代表取締役社長 小野 徹



姫路・兵庫県姫路市平野町 62

電話 079 (281) 0008 番

大分・大分県大分市松原町 2-1-6

電話 097 (558) 3444 番



## 第1条 契約の目的

甲が高松大学同窓会会員名簿（以下名簿という）を発行するにあたり、甲乙両者が協力して名簿の刊行を、とどこおりなく完成させることを目的とする。

## 第2条 事務局の名称

名簿出版に関する全ての名称は、甲の名称とし、郵便物は乙が発送するものとする。

## 第3条 業務の分担

1. 甲は名簿発行に必要な資料（原簿、会則、挨拶文、現・旧職員名簿、役員名簿、在校生名簿、写真等）を乙に貸与する。
2. 乙は事前調査資料の回収並びに「調査用返信ハガキ」の受取り業務を行う。
3. 乙は会員への「調査カード」の発送、電話による「追跡調査」を行い、会員の動向調査と名簿予約、集金管理、予約者への名簿発送業務を行う。
4. 乙は調査結果を甲の承諾を得たるのち、印刷・製本を行うものとする。

## 第4条 販売

乙は甲の承諾なく販売することはできない。但し甲の指示により会員に限り名簿販売を代行する。

## 第5条 予算

名簿発行に伴う諸費用は、下記の会計のうちからまかなうものとする。

- (イ) 販売代金収入 (ロ) 甲補助金

## 第6条 費用

発行に伴う費用が、万一第5条の収入を上廻る場合においても、乙は本契約による義務履行のため、その責任において名簿予約申込者に対して製作完成しなければならない。

## 第7条 見積変更

見積額は契約時の積算によるもので、完成までの期間に郵便料金や消費税の改訂、用紙他、材料にいちじるしい変動が生じた場合には、乙は再見積書を提出し、甲乙協議の上、その対応策を講ずるものとする。

## 第8条 販売単価・部数

1. 販売単価は送料・ケース代・宛名印字料・消費税等含めて「一冊4,000円」とする。
2. 印刷部数は、購入予約数を確認・検討した上、甲乙両者にて決定する。

## 第9条 集金方法

名簿頒布は予約前納方式とし、代金は全て郵便振替又はコンビニエンスストアから振替口座に振り込まれる。

## 第10条 口座開設

振替口座は乙の所有とし、名簿作成に必要な一切の費用はその中より充当する。

## 第11条 製作期間

発行日を平成31年7月とし、天災などの不可抗力により納期遅延の恐れがある時は、速やかに甲に申し出て協議するものとする。

## 第12条 進行状況報告義務

乙はその業務進行状況を甲に報告しなければならない。甲はいつでも乙の進行状況の報告を請求することができる。

## 第13条 預り資料の返却

乙は名簿発行後1ヶ月以内に、名簿発行に使用した原簿・写真・その他の資料を、速やかに甲に返却するものとする。

## 第14条 機密保持

乙は名簿発行により知り得た会員のデータ内容を、甲の承諾なくして、たとえ契約終了後といえども第三者に漏らしてはならない。

## 第15条 継続管理

乙は、次回の名簿発刊までデータメンテナンスを行い、甲乙間で特に問題がなければ次回も今回見積りをベースにし、甲乙協議の上作成する。

## 第16条 データ活用

乙は、甲の指示に限り同窓会活動、同窓会発展のため個人データを取り扱うことができる。

## 第17条 増版・改訂版の発行

増版・改訂版の発行については、甲乙協議の上決定する。

## 第18条 その他

その他本条に掲げる以外の事柄が生じた時は、特約事項にて明記、又は両者協議の上取り決めを行い、円滑化を計るものとする。

## 個人情報取扱に関する契約書

(甲) 学校法人四国高松学園 と (乙) 小野高速印刷株式会社は、個人情報の管理に関して、以下の条項により個人情報取扱いに関する契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、乙が業務履行に伴い知り得た甲の会員の個人情報を守秘するために締結され、甲と乙の個人情報取扱いに関する業務の履行手続き等を定めることを目的とする。

(データ授受手続)

第2条 甲は、乙に個人情報または個人情報を含むデータ（以下「個人データ」という）を預けるときは、その目録を添付する。

2 乙は、個人データと目録とを認識し、目録を添付した受領書（個人情報授受票）を甲に交付する。

(使用目的の制限)

第3条 乙は、甲から預かった個人データを甲より委託された業務目的にのみ使用する。

(管理責任者)

第4条 個人データについての乙の管理責任者は、乙の中間 裕邦とする。

(厳重保管)

第5条 乙は、個人データの記録媒体を厳重に保管する。

(使用者の制限)

第6条 乙は、個人データを、その使用目的に照らして必要最小限の社員に限り、管理責任者の監督の下で使用させる。

(複写禁止)

第7条 乙は、個人データの複写は原則として行わない。複写が必要な場合は事前に甲の承諾を得るものとする。

(再委託)

第8条 乙は、甲の事前の同意無く業務の再委託を行ってはならない。

(守秘義務)

第9条 乙は、個人データの使用によって知り得た甲の情報の機密を遵守する義務を負い、管理責任者が使用者にこのことを周知徹底させることとする。この義務は個人データ返還後も継続するものとする。

2 前項の義務は、データが公知のものであるとき、守秘義務に抵触せずに甲が知り得たものであるときを除くものとする。

(返還等手続)

第10条 乙は、個人データの使用目的が終了したとき、或いは甲から返還要求があったときは、速やかに甲の指示にしたがい返還または安全な方法による廃棄処分を行う。

2 甲は、返還等データ目録を甲に送付し、甲はこれを確認の上、目録を添付した受領書を乙に交付する。

(損害の賠償)

乙がこの個人データの取扱いについての義務に違反して甲の機密を侵害した場合には、乙は誠実に相当因果関係の範囲にある損害賠償義務を果たすものとし、その具体的内容は甲乙の協議によって決定するものとする。

(その他)

その他個人データの機密保護のために必要な事項は甲乙協議の上実施する。

この個人情報取扱いに関する契約書の成立を立証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成 29 年 4 月 20 日

甲 香川県高松市春日町960番地  
学校法人 四国高松学園  
理事長 佃 昌道



乙 兵庫県姫路市平野町62  
小野高速印刷株式会社  
代表取締役社長 小野 徹

